



これから出産や育児を控えた男性教職員のみなさまへ

働き盛りと子育ては同時進行。今しかできないこと、今だからこそできることもたくさんあります。家族と向き合う時間をしっかりと確保しませんか。

令和8年3月時点

男性教職員が利用できる育児休暇・休業制度

POINT 仕事や家庭の状況に応じて、より柔軟に育児休業を取得できるよう分割して最大4回の育児休業が取得可能です。

! NEW ! ※2歳未満の子を養育するために時短勤務した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに「育児時短就業給付金」が支給されるようになりました。

出生時育児休業

(産後パパ育休)

子が生まれてから8週間の間に2回まで取得可【無給】
※給付金あり

育児休業

常勤:3歳までに2回まで取得可【無給】
※1歳まで給付金あり(保育園に入所できない場合最大で2歳まで)

育児時間(特別休暇)

1歳6か月まで1日2時間の範囲内(1日の勤務時間が4時間以上の場合)【有給】

育児短時間勤務※ 育児部分休業

小学校就学の始期に達するまで【無給】
①1日2時間までを30分単位で取得する。
②1年度あたり10日分の時間を1時間以上15分単位で取得する。
①②どちらかのパターンを年度単位で選択し、取得できるようになりました。

制度拡大

妊娠

出産・産後

育児

配偶者の出産のための休暇

配偶者が出産により入院する日～産後2週間までに3日【有給】

男性職員の育児参加休暇

配偶者の産前8週間(第1子出産時は出生日)～子が1歳になるまでの期間に5日【有給】

男性の育児関連休暇(有給)

3日以上取得目標を

100%としています。

(横浜市立大学ダイバーシティ推進計画)

子の看護等休暇

小学6年生の年度末まで年度で5日以内(2人以上は10日以内)【有給】
※子の疾病や予防接種だけでなく、学級閉鎖や入園式等行事参加等の事由でも休めるようになりました。

相談窓口 育児・介護支援、 休暇制度について

詳細は下記HPか、人事担当課へお問い合わせください。

[大学HP\(ワーク・ライフ・バランス支援サイト\)](#)



YCU ワークライフバランス支援

金沢八景・鶴見・舞岡・みなとみらいサテライトキャンパス
人事課人事担当(制度の取得について)
Tel.787-2493
人事課労務担当(給付金の申請について)
Tel.787-2491/2492
附属病院・福浦キャンパス
職員課職員担当
Tel.787-2923/2924/2925
センター病院
総務課人事担当
Tel.253-5392

主に常勤職員を対象とした制度を記載しています。職種・雇用形態によって異なる場合があります。詳しくは右記URLまたは人事担当課へお問い合わせください。

育児休業取得のポイント

育児休業などの制度を活用するうえで、職場の理解があるのは非常に心強いものです。いざという時、上司や同僚があなたの味方となってくれるよう、日ごろから職場でのコミュニケーションを取り、信頼関係を築いておきましょう。

Point 1 早めに申し出る

育休を取得したいと思ったら、早いうちから上司や周囲に希望を伝えておくようにしましょう(理想は半年前です)。

Point 2 仕事の「見える化」を進める

育休取得にあたって仕事に穴を開けないために、自分の業務を可視化し、上司と相談しながら引き継ぎ計画を立てましょう。→[休暇取得ワークシート](#)※をご活用ください。

※ワーク・ライフ・バランス支援サイト「男性教職員の育児支援のための制度」のページからダウンロードできます

YCU 男性教職員 育児支援

育児休業中の収入はどのようになる？

給料は支払われませんが、雇用保険から出生時育児休業給付金、育児休業給付金が支給されます。支給要件を満たす場合は出生後休業支援給付金も支給されます。

1 給料

給料の代わりに「出生時育児休業給付金」「育児休業給付金」が支給される(子が1歳に達する日まで)「休業開始時賃金日額(※)」を基準に、育児休業の期間と日数に応じて支給額(上限額があり)が決定。支給要件を満たす場合は、上記給付金とあわせて「出生後休業支援給付金」が支給されます。

※育休開始前6か月間の給料総支給額÷180で算出

●180日目までは休業開始時賃金日額×支給日数×67% →手取り収入の約80%

●181日目以降は休業開始時賃金日額×支給日数×50% →手取り収入の約60%

! NEW !

●最大28日目までは休業開始時賃金日額×休業期間の日数×13% →上記給付金とあわせると手取り収入の約100% ※月額給料約30万円の場合

2 各種控除

給料の支給がないため所得税・雇用保険料はかからない、共済掛金が免除(住民税は引き続き納付が必要)

3 期末・勤勉手当

育休期間が1か月以下であれば、勤勉手当も減額されない
※支給対象外となるのは、基準日以前6か月のすべての期間を育児休業により勤務していない場合

育児休業給付金の支給は2か月に一度。あらかじめマネープランを立てておきましょう。

※ワーク・ライフ・バランス支援サイト「男性教職員の育児支援のための制度」のページからダウンロードできます

[育児休業給付金シミュレーター](#) ※をご活用ください [こちらから](#)

